

## 第二期長野市子ども・子育て支援事業計画（案）に対する 市民意見の募集（パブリックコメント）の実施について（案）

### 1 趣旨

第二期長野市子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、同計画の素案の内容を公表し、市民等から広く意見を募集することを通じて、同計画策定への市民参画の機会を確保するとともに、市民等に対する説明責任を果たし、寄せられた意見等を考慮した透明性の高い計画とするため、「長野市まちづくり意見等公募制度 実施要綱」に基づき実施するもの

### 2 公表資料

- ・第二期長野市子ども・子育て支援事業計画（案）
- ・第二期長野市子ども・子育て支援事業計画（案）（概要版）

### 3 募集期間

令和元年11月22日(金)から令和元年12月19日(木)まで（必着）

### 4 公表方法及び資料等の閲覧・配布

- 広報ながの12月号掲載
- 記者会見（11月26日）
- 市ホームページ掲載
- 市役所子ども政策課、行政資料コーナー、各支所<sup>※</sup>・保健センター<sup>※</sup>・保育園<sup>※</sup>・幼稚園・認定こども園・放課後子ども総合プラン施設<sup>※</sup>での資料閲覧・配布（<sup>※</sup>台風19号により被災した一部の施設を除く）

### 5 意見の提出方法・提出先

- 市ホームページ「ながの電子申請サービス」から所定のフォームへ入力
  - 所定の意見用紙に記入の上、持参、郵送、ファクス、Eメールのいずれかによりこども政策課または資料の閲覧・配布場所へ提出（Eメールの場合はメール本文に直接入力して送信）
- ※記録の正確性を期すため電話や口頭による提案は受け付けない。

### 6 意見の反映方法

意見は、計画に反映できるものとできないものに分類して、反映できないものについてはその理由を整理し、長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（長野市版子ども・子育て会議）において内容を審議する。

### 7 意見の公表

- ・意見の内容は、氏名などの情報を除いて、計画（案）への反映状況等と併せて市ホームページで公表する。
- ・意見への個別の回答は行わない。